

第5回企業取引研究会 議事要旨

【日時】

令和6年11月26日（火）10:00～12:00（現地とオンラインのハイブリット会議）

【出席】

○委員出席者：神田座長、海内委員、及川委員、岡室委員、沖野委員、小畑委員、加藤委員、鈴木委員、高岡委員、滝澤委員、多田委員、中島委員、仁平委員、原委員、松田委員、若林委員、渡辺委員、渡邊委員、渡部委員

○事務局：公正取引委員会事務総局 経済取引局取引部 企業取引課
中小企業庁 事業環境部 取引課

○オブザーバー：流通経済大学 流通情報学部 大学院 物流情報学研究科 矢野教授
金融庁、農林水産省、経済産業省、国土交通省

①適切な価格転嫁の環境整備に関する課題（買ったとき規制の在り方）

- ・ 中小企業からは価格交渉の機会を法的に確保することを強く要望されている。価格設定や交渉はタイミングや市場相場などによって変化するため、企業は準備を整えて交渉に臨むことが重要である。交渉の機会が確保されているという安心感があれば、中小企業もそれに向けて準備を進めることができると考える。
- ・ コストが増大する局面では、発注者と下請事業者が協議し、適切な価格転嫁を行うことが不可欠であり、コスト増加分は適切に価格に転嫁されるべきである。一方で、価格設定に関する規制を過度に行うと、発注者が価格の硬直化を恐れ、下請法対象外の取引に逃げるおそれがある。価格設定に係る規制を必要最小限にとどめ、柔軟な価格設定を許容すべきと考える。
- ・ 現行の買ったとき規制において、市場価格が捉えにくいという点は理解するが、フェアプライシングという概念、つまり、売り手と買い手の双方が納得し、第三者からも妥当とみなされる価格はなお存在している。サプライチェーンには、下請法対象取引と対象外取引があることから、統一した概念として、フェアプライシング概念を使うべきである。一方、フェアプライシングは具体的に把握しづらく、個別取引によって変わる価格であるため、最低限、明確にアンフェアな部分をルール違反として取り締まることになる。その際、アンフェアとは何か、この点をガイドラインで定義することになる。
- ・ 交渉プロセスに着目し、不公平なプロセスから導かれた価格は公平でないという考え方はあり得るだろうし、既に運用基準の改正等で確立されてきた方法である。ただし、現行法の条文では認定が難しいという問題があるため、運用レベルでは固まりつつある解釈を法令レベルに格上げする、という法改正は賛成できる。
- ・ 買ったときについて、プロセスを重視した規定であっても、細部にわたるコスト計算を求められるなど、クリアカットではない部分が生じやすい。フォローアップを丁寧に行う必要があると考える。

②下請代金等の支払条件

- ・ 手形の廃止に伴う環境整備をお願いする。第2回企業取引研究会で紹介があった一般社団法人全国銀行協会による電子記録債権の利用を容易にする取組のような後方支援が必

要であると感じる。

- ・ 受注者に振込手数料を負担させる商慣習を改め、サプライチェーン全体で振込手数料を発注者が負担するようにすべきである。不動産賃貸借契約において敷金トラブルが多発していたため、先般の民法改正で条文化された例があるように、ガイドライン等で振込手数料の発注者負担を明確にさせていただき、商慣習が改まることを期待している。

③物流に係る優越的地位の濫用規制の在り方

- ・ 発荷主と元請運送事業者の間の取引を下請法の対象とすることを評価する。
- ・ 着荷主と物流事業者の間には直接的な契約がないため、発着荷主間の契約や発荷主と物流事業者間の契約を明確にすることが重要である。店着価格制（商品価格と物流コストを合わせて価格を決めること）を理由に、商品価格の中に運送代金が含まれていると言われてしまうことが問題を大きくしている。契約において、店着価格制による価格には契約に定められた物流サービス及びその費用が含まれること、逆に、契約に定められていない附帯作業については、荷主が別途費用を支払う必要があることを明確に定義付けるべきと考える。
- ・ 物流に関しては、発荷主が一番弱い立場になると考える。サプライチェーン全体、特に頂点で着荷主と発荷主の関係が整わなければ、発荷主に負担が偏るため、対応をお願いしたい。
- ・ 着荷主と運送事業者の間の問題については、十分に意識されていない側面があるため、アドボカシーを強化してほしい。

④下請法の適用基準

- ・ 下請法の適用基準について、サプライチェーン全体が顧客主導型に変化してきたため、従来の方法を見直し、需要側をターゲットとする必要があると考える。資本金が少なくても従業員が多い企業は、需要側に比較的多いため、従業員数を基準に加えることで、そのような企業に対応することとなり、現状にも適合していると考えられる。
- ・ 適用基準に従業員数を加える案が検討されているが、企業側に、取引の相手方企業が適用対象であるかという点を調べるコストが発生する点について、考慮が必要である。また、従業員数の情報は、相手方企業に確認しなければ分からない場合が多く、情報を求めてもすぐに回答してもらえない、又は誤った情報が提供されることがある。この結果、法令に違反してしまうリスクがあり、その際の対応方法についても事前に検討しておく必要がある。
- ・ 下請法の適用基準として、資本金 3 億円超の親事業者に対するラインと、資本金 1000 万円から 3 億円以下の親事業者に対するラインという 2 つのラインがあるが、上流の取引が適正化されないと下流も改善されない。サプライチェーン全体での改善が必要であり、しっかりとヒアリングを行い、全体を正していくことが重要である。

⑤金型以外の型等の下請法上の取扱い、型の無償保管に係る課題

- ・ 木型や樹脂型を下請法の対象とすることが検討されているが、製造する物品と密接な関連性があり、転用可能性がないものは、型以外にもあるのではないかと考える。同じ考え方で他のものも含める必要性が将来出てくる可能性があるため、慎重に検討すべきではないか。

⑥その他の下請法に関する論点

- ・ 既に違反行為が行われていない場合の勧告について、第 7 条第 2 項対象行為のみを広げることが提案されているが、第 7 条第 1 項対象行為も広げるべきではないかと考える。
- ・ 書面を電磁的方法で交付する件について、承諾の有無にかかわらず認める点は許容範囲だろう。しかし、電磁的方法で交付するためのシステム導入にコストがかかる場合、当

該コストを一律に下請事業者に一方的に負担を強いるのは問題があるのではないか。

(文責：企業取引研究会事務局 速報のため事後修正の可能性あり。)